

○松阪市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

平成 30 年 6 月 29 日

告示第 240 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、防犯対策の一環として自治会が実施する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な管理及び運用を行い、もって市民の安全の確保及び被撮影者の個人情報を保護することを目的とする。

(個人情報保護条例の遵守)

第 2 条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関する業務を行う者は、松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号。以下「条例」という。）に規定する事項を遵守し、当該防犯カメラの設置及び運用が個人情報に係る市民等の基本的人権を侵害することがないように適切な措置を講じなければならない。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪及び事故の防止その他施設の適正な管理を目的として、施設などに設置する撮影装置であつて、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 防犯カメラの運用 防犯カメラにより撮影若しくは監視を行い、又は画像の記録、保管、再生、複製、印刷、外部提供若しくは消去（記録媒体の廃棄を含む。）を行うことをいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより記録されたものをいう。
- (4) 記録媒体 画像を記録した媒体をいう。

(管理体制)

第 4 条 防犯カメラを設置する自治会は、防犯カメラの運用を適正に行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

(防犯カメラの設置)

第 5 条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な最小限の台数とすること。
- (2) 防犯カメラによる撮影範囲は、防犯カメラの設置目的を達成するために最も適切な範囲となるよう調整すること。

(3) 防犯カメラを設置する施設の出入口その他の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の連絡先を掲示すること。

2 管理責任者は、防犯カメラを設置し、防犯カメラの運用の方法を変更（設置台数の変更を含む。）し、又は防犯カメラを廃止しようとするときは、防犯カメラ設置（変更・廃止）届（様式第1号）により市に届け出なければならない。

（管理責任者等の秘密保持義務）

第6条 管理責任者及び画像に接することのできる者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後についても、同様とする。

（画像及び記録媒体の管理）

第7条 防犯カメラの画像を保管する期間は、原則として当該画像が記録されたときから起算して原則7日以内とし、当該期間を経過した後は、管理責任者等は、速やかにこれを消去しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、管理責任者は、画像を保管する期間を別に定めることができる。

3 画像は、撮影時の原状により保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。

4 画像は、これを複製し、又は印刷してはならない。

5 管理責任者等は、記録媒体を保管するときは、施錠することができる保管庫に保管する等盗難及び紛失の防止のために万全の措置を講じなければならない。

6 管理責任者等は、記録媒体を廃棄するときは、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。

7 管理責任者等は、前各項に定めるもののほか、管理する画像及び記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

（記録データの提供）

第8条 管理責任者は、記録データは、外部に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

(1) 裁判所による差押え又は提出命令に基づき、当該裁判所に提出する場合

(2) 捜査機関による差押えにより、当該捜査機関に提供する場合

(3) 法令の規定に基づく裁判所、捜査機関等からの照会に対し、提供する場合

（苦情等への対応）

第9条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの管理又は運用に関する苦情等を受けたときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

(運用状況の記録及び報告)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの運用の状況について防犯カメラ運用状況記録簿(様式第2号)を年度別に作成しなければならない。

2 管理責任者は、画像の流失若しくは漏えい又は記録媒体の盗難若しくは紛失があった場合は、速やかに警察及び市に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱の施行に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（宛先）松阪市長

（届出者）

防犯カメラ設置（変更・廃止）届

防犯カメラを設置（変更・廃止）するので、次の事項を届け出ます。

1	設置（廃止）日	
2	設置場所	
3	防犯カメラ	メーカー（ ） 型 式（ ）
4	設置（廃止）台数	
5	設置目的（廃止理由）	
6	記録の保存媒体	
7	防犯カメラ管理責任者	住所 氏名 電話番号
8	備考	

様式第2号（第10条関係）

年度 防犯カメラ運用状況記録簿

1	設置場所	
2	運用台数	
3	保守点検、修理の有無	<p style="text-align: center;">有 無</p> <p>※有の場合、その日付、内容など</p>
4	外部提供の有無	<p style="text-align: center;">有 無</p> <p>※有の場合、その日付、内容など</p>
5	防犯カメラ管理責任者	<p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p>
6	備考	

防犯カメラの設置場所を変更した場合は、設置場所を明記した図面などを提出していただく必要があります。